

農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年3月29日農林水産省告示第696号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>1 （略）</p> <p>2 試験所に関する基準                      法第44条第1項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表2 試験所に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>ISO/IEC 17025</td> </tr> <tr> <td>接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）		<u>きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）</u>		<p>1 （略）</p> <p>2 試験所に関する基準                      法第44条第1項（法第56条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。</p> <p>表2 試験所に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験等の方法の区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>ISO/IEC 17025</td> </tr> <tr> <td>接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17025	接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）		（新設）	
試験等の方法の区分	基準																
（略）	ISO/IEC 17025																
接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）																	
<u>きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法（JAS 0016）</u>																	
試験等の方法の区分	基準																
（略）	ISO/IEC 17025																
接着たて継ぎ材の日本農林規格に規定する測定方法（JAS 0015）																	
（新設）																	